

## 税に関する証明

証明の種類	申請人	持参いただくもの	手数料	問い合わせ	TEL	FAX
所得証明	本人 同一世帯の方 代理人	<input type="checkbox"/> 本人確認のできるもの <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 委任状(代理人の場合) <input type="checkbox"/> 法人の登記印(法人の場合)	1通300円	市民税課	33-4218	36-9345
納税証明				納税課	33-4886	39-0723
資産証明			土地1筆300円 家屋1棟300円 1筆1棟増すごとに50円加算	資産税課	33-4398	39-0725
評価証明						
公課証明						
登載証明			申請者	<input type="checkbox"/> 法人の印鑑 <input type="checkbox"/> 申請者の印鑑	1件300円	市民税課
営業証明						

※「本人確認のできるもの」とは、窓口へ来る方の個人番号カード・運転免許証・パスポートなど官公署で発行した顔写真付の身分等を証明する書面のことです。

その他	申請場所	手数料	問い合わせ	TEL	FAX
地番図の閲覧・複写	資産税課(市内全域) または支所・出張所 (各所管区域内のみ)	閲覧は枚数・冊数にかかわらず1回300円 複写は1枚につき300円 1枚増すごとに100円加算	資産税課	33-4398	39-0725

## 市民税・県民税

### 市民税・県民税を納める方

問い合わせ〇市民税課 〇34-3232 〇36-9345

- ①1月1日現在、松本市内に住所があり、前年中に所得があった方
- ②市内に住所がない方で、事務所、事業所、家屋敷をお持ちの方(均等割額を負担していただきます)

### 所得税の確定申告

問い合わせ〇松本税務署 〇32-2790

所得税を納める必要のある方は、税務署へ確定申告をしてください。また確定申告をすれば所得税が戻る場合は、税務署へ申告することができます。

### 市民税・県民税の申告

問い合わせ〇市民税課 〇34-3232 〇36-9345

2月16日～3月15日(土日・祝日を除く)。  
勤務先で年末調整をし、事業所から給与支払報告書の提出がされた方で前年中に他に所得のない方、所得税の確定申告をする方は申告の必要はありません。

### 税の申告と納税をお忘れなく

申告もれや滞納があるといろいろなサービスや税に関する証明が受けられません。

# 市税の納付は

問い合わせ☎納税課 ☎33-4886・33-1192 ☎39-0723  
国保税の問い合わせ☎保険課 ☎34-3215 ☎39-2523

## 納税の口座振替・自動払込

手続きは、市内の金融機関(口座振替)またはゆうちょ銀行・郵便局(自動払込)へお申し込みください。通帳、印鑑(通帳届出印)、納税通知書をお持ちください。申込用紙は、市内の金融機関・郵便局にあります。

## 納税についての相談

やむを得ず納期が過ぎた場合でも、金融機関・ゆうちょ銀行・郵便局で納めることができますが、納付できない事情がある場合は、早めにご相談ください。

### ●市税の納期

納期を確認の上、早めに納めましょう。

期限税目	1期	2期	3期	4期
軽自動車税(種別割)	5月末	—	—	—
固定資産税	5月末	7月末	12月25日	2月末
市県民税	6月末	8月末	10月末	1月末
国民健康保険税	7月～翌年3月の毎月末(12月は25日)・計9期			

※納期限が土日・祝日の場合は、翌営業日が納期限となります。

### ●その他の市税は

- ・市たばこ税…喫煙者がたばこ販売業者等を通じて負担する税金です。
- ・入湯税…鉱泉浴場の入湯客が浴場経営者を通じて負担する税金です。

## 軽自動車税(種別割)

問い合わせ☎市民税課 ☎33-4218 ☎36-9345

### 軽自動車とは

原動機付自転車(125cc以下)・農耕用および小型特殊自動車・軽二輪車(125cc超250cc以下)・小型二輪車(250cc超)・軽三輪自動車・軽四輪自動車・雪上車等

### 軽自動車税(種別割)の減免対象

身体障害者手帳などをお持ちで、軽自動車を所有されている方(1台分の軽自動車税(種別割)が免除される場合があります)。普通自動車は、**中信県税事務所 ☎40-1905**へお問い合わせください。

## 軽自動車税(種別割)を納める方

4月1日現在、軽自動車等を所有している方が対象です。

登録、名義変更、廃車や住所変更の場合は、手続きが必要です。車種により届出先が異なりますので、下表をご覧ください。

車種	申請窓口	問い合わせ	TEL	FAX
原動機付自転車(125cc以下) 農耕用および小型特殊自動車	市民税課 梓川支所・波田支所	市民税課	33-4218	36-9345
軽二輪車(125ccを超え250cc以下) 小型二輪車(250cc超)	松本自動車検査登録事務所(平田東)		050-5540-2043	85-3105
軽三輪自動車 軽四輪自動車	軽自動車検査協会長野事務所松本支所(平田東)		050-3816-1855	

## 固定資産税・都市計画税

### 固定資産税・都市計画税の納税義務者

問い合わせ☎資産税課 033-4398 039-0725

**固定資産税**：1月1日現在、松本市内に土地・家屋・償却資産を所有している方

**都市計画税**：市街化区域内に土地・家屋を所有している方

### 償却資産（事業用資産）の申告

問い合わせ☎資産税課 033-4398 039-0725

松本市内で事業（駐車場、アパートの貸し付け、農業、自営業等を含む）を行う法人と個人は、事業用の構築物、機械・器具および備品等についての申告が必要です。

**申告**：毎年1月31日まで

（1月31日が土・日の場合は翌営業日）

### 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

問い合わせ☎資産税課 033-4398 039-0725

**縦覧期間**：4月1日～当該年度最初の納期限まで（土・日曜日および祝日を除く）

**縦覧できる方**：市内に土地・家屋をお持ちの納税者本人、納税者と松本市の住民登録上同一世帯の親族、相続人、代理人、届出をした納税管理人等

**持ち物**：申請者の身分証（運転免許証、個人番号カード等）、委任状（個人の代理の場合は、納税義務者本人が自書したもの。法人の従業員・代理の場合は、法務局登録代表者印を押印したもの）、相続関係を証する書類（戸籍謄本等）、その他権利を有することが証される書類（売買契約書、登記簿謄本等）

**手数料**：無料

### 固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧

問い合わせ☎資産税課 033-4398 039-0725

**閲覧期間**：通年（土・日曜日および祝日を除く）

**閲覧できる方**：「縦覧できる方」に該当する方、または借地・借家人（有償に限る）等権利を有する方等

**持ち物**：縦覧と同様

借地・借家人の場合は、賃借物件が明記された賃貸借契約書（申請時に契約期間中のもの）

**手数料**：1課税名義につき300円（1枚に土地家屋合わせて20件まで載ります）

1枚増すごとに100円加算

ただし、縦覧期間中は無料

### 審査の申し出

問い合わせ☎市民税課 033-4218 036-9345

固定資産課税台帳の価格に異議のある方は固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

### 届け出が必要なとき

問い合わせ☎資産税課 033-4398 039-0725

- ・家屋を新增築または取り壊したとき
- ・土地の利用状況を変えたとき
- ・災害にあったとき
- ・所有者が死亡し、年内に相続登記が済まないとき
- ・納税管理人を定めたいとき、または変更したいとき
- ・松本市外で転居したとき

## 国民健康保険税

問い合わせ☎保険課 034-3215 039-2523

### 納税義務者

国民健康保険税は、世帯を一つの単位とし、「世帯主」が納税義務者となります。納税通知書・保険証についても世帯主あてにお送りしています。（世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯の中に国保加入者がいる場合、世帯主が納税義務者となります）

### 月割り課税

会社の健康保険をやめた日の翌日など、国保の資格取得年月日を基準として月割りで税額を計算します。国保資格を喪失する時も同様です。

### 税額の算出方法

加入した人の前年の所得に応じ、加入した同じ世帯の人数等を基準に計算します。